［削る］

(3)　販売費（(2)により整理されたものを含む。以下この(3)において同じ。）を、次の方法により、給電設備に係る費用（以下「給電費用」という。）、調定及び集金に係る費用（以下「販売需要家費用」という。）並びにその他販売費用（以下「一般販売費用」という。）に配分することにより整理すること。

(6)　配電費（(1)から(3)までにより整理されたものを含む。以下この(6)において同じ。）を、次の方法により、引込線、計器、電流制限器、屋内配線の調査及び測定並びに検針に係る費用（以下「配電需要家費用」という。）並びに配電需要家費用以外の費用に配分することにより整理し、配電需要家費用以外の費用を、低圧需要のみに応じて使用される配電設備に係る費用（以下「低圧配電費用」という。）及び低圧配電費用以外の費用（以下「高圧配電費用」という。）に配分することにより整理すること。

①　配電費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、配電需要家費用又は配電需要家費用以外の費用に配分することにより整理すること。

②　①により整理された配電需要家費用以外の費用を、営業費用項目ごとに、低圧配電設備の建設費及び高圧配電設備の建設費の比率により、低圧配電費用又は高圧配電費用に配分することにより整理すること。

(7)　販売費（(3)により整理されたものを含む。以下この(7)において同じ。）を、次の方法により、離島供給費用及び非離島供給費用に整理し、非離島供給費用に整理された販売費を、給電設備に係る費用（以下「給電費用」という。）、調定及び集金に係る費用（以下「販売需要家費用」という。）並びにその他販売費用（以下「一般販売費用」という。）に配分することにより整理し、給電費用を、一般送配電事業等に係る費用（以下「ネットワーク給電費用」という。）及びネットワーク給電費用以外の費用（以下「非ネットワーク給電費用」という。）に配分することにより整理し、販売需要家費用を、一般送配電事業等に係る費用（以下「ネットワーク販売需要家費用」という。）及びネットワーク販売需要家費用以外の費用（以下「非ネットワーク販売需要家費用」という。）に配分することにより整理し、一般販売費用を、一般送配電事業等に係る費用（以下「ネットワーク一般販売費用」という。）及びネットワーク一般販売費用以外の費用（以下「非ネットワーク一般販売費用」という。）に配分することにより整理すること。

①・②　［削る］

［改める］

①・②　［新］

③　①及び②により整理された非離島供給費用を、次の方法により、ネットワーク給電費用、非ネットワーク給電費用、ネットワーク販売需要家費用、非ネットワーク販売需要家費用、ネットワーク一般販売費用及び非ネットワーク一般販売費用に整理すること。

1）　①及び②により整理された非離島供給費用を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に直課すること。

2）　1）の整理により難い費用を、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に配分することにより整理すること。

3）　1）及び2）により整理された給電費用を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限りネットワーク給電費用又は非ネットワーク給電費用に直課すること。

4）　3）の整理により難い費用を、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワーク給電費用又は非ネットワーク給電費用に配分することにより整理すること。